

第3回嬉野市議会定例会  
(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
74	嬉野市公の施設等の使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表	ナ 撤回削除
75	嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	57
76	嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表	60
77	嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例 新旧対照表	61

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】	別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正案

機関	事務
1 市長	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第101号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第100号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第104号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じ、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施している外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	嬉野市福祉タクシー事業実施要綱（平成18年嬉野市告示第36号）による重度心身障害者に対する福祉タクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	嬉野市重度障がい者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱（平成30年嬉野市告示第67号）による重度障がい者等紙おむつ助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	嬉野市軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成27年嬉野市告示第86号）による軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	嬉野市奨学資金貸与条例（平成18年嬉野市条例第81号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	嬉野市就学援助要綱（平成18年嬉野市教育委員会告示第5号）による就学援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	嬉野市特別支援教育就学奨励費交付要綱（平成27年嬉野市教育委員会告示第1号）による特別支援教育就学奨励費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの

現 行

機関	事務
1 市長	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第101号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第100号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第104号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じ、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施している外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	嬉野市福祉タクシー事業実施要綱（平成18年嬉野市告示第36号）による重度心身障害者に対する福祉タクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	嬉野市重度障害者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱（平成18年嬉野市告示第34号）による重度障害者紙おむつ助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	嬉野市軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成27年嬉野市告示第86号）による軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	嬉野市奨学資金貸与条例（平成18年嬉野市条例第81号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	嬉野市就学援助要綱（平成18年嬉野市教育委員会告示第5号）による就学援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	嬉野市特別支援教育就学奨励費交付要綱（平成27年嬉野市教育委員会告示第1号）による特別支援教育就学奨励費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第9項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(奨励措置) 第3条 市長は、奨励対象者に対し、予算の範囲内で次に掲げる奨励措置を行うことができる。 (1) 固定資産税の課税免除及び不均一課税 (2) ~ (8) (略) (奨励措置の内容) 第5条 奨励措置の内容は、 <u>第3条第1号に掲げるものについては別表第1に、同条第2号から第8号までに掲げるものについては別表第2</u> に定めるとおりとする。 (奨励措置の取消し等) 第10条 市長は、奨励対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の取消し、奨励金等の返還その他の必要な措置を講ずることができる。 (1)・(2) (略) (3) 災害、倒産その他市長がやむを得ないと認める場合を除き、操業開始後5年内に事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は事業が廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。 (4)・(5) (略) <u>別表第1 (第5条関係)</u> 【別記1 参照】 <u>別表第2 (第5条関係)</u> 【別記2 参照】	(奨励措置) 第3条 市長は、奨励対象者に対し、予算の範囲内で次に掲げる奨励措置を行うことができる。 (1) 固定資産税の課税免除 (2) ~ (8) (略) (奨励措置の内容) 第5条 奨励措置の内容は、 <u>別表</u> に定めるとおりとする。 (奨励措置の取消し等) 第10条 市長は、奨励対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の取消し、奨励金等の返還その他の必要な措置を講ずることができる。 (1)・(2) (略) (3) 事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は事業が廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。 (4)・(5) (略) <u>別表 (第5条関係)</u> 【別記2 参照】

【別記1】

改正案

奨励措置の種類	対象業種	対象要件等	対象固定資産税	課税免除又は不均一課税における税率	対象期間	限度額
固定資産税の及びビジネス支援除	製造業等 サービス業等	地域再生法(平成17年法律第24号) 第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合	地域再生法第17条の6の地方 公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第7.3号)第2条第3号に掲げる固定資産税	課税免除	立地後最初に義務を負う年度(以下この表において「初年度」という。)から3年間	なし
不均一課税	製造業等 サービス業等	地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する場合	地域再生法第17条の6の地方 公共団体等を定める省令第2条第3号に掲げる固定資産税	嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)第62条に規定する税率に10分の1を乗じて得た税率	初年度 嬉野市税条例第62条に規定する税率に3分の1を乗じて得た税率 嬉野市税条例第62条に規定する税率に3分の2を乗じて得た税率	なし
					第2年度(初年度の翌年度) 第3年度(第2年度の翌年度)	この表において同じ。)

【別記2】

改正案

奨励措置の種類	対象業種	交付要件等	対象経費等	交付額	対象期間	限度額
立地奨励金の交付	製造業等	<p>1 従業者が10人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p> <p>2 増設の場合は増加した従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</p>	<p>投下固定資産に係る固定資産税相当額</p> <p>(立地後最初に義務を負う年度から5年間は10分の10を乗じて得た額、その後の5年間は10分の5を乗じて得た額)</p>	納付した対象経費相当額	<p>立地後最初に義務を負う年0年間</p> <p>度から10年間</p>	最納付した対象経費相当額
ビジネス支援サービス業等	<p>1 従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては5人以上、コンタクトセンターにあっては20人以上であること。</p> <p>2 増設の場合は増加した従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては5人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。</p>	<p>立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までに取得した設備機器に係る固定資産税相当額</p>	<p>立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの新規地元雇用者の数に50き1回限り</p>	納付した対象経費相当額	<p>立地後最初に義務を負う年0年間</p> <p>度から3年間</p>	最納付した対象経費相当額
雇用奨励金の交付	製造業等	<p>1 従業者が10人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資</p>	<p>立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの新規地元雇用者の数に50き1回限り</p>	立地につき1回限り	7,500万円	

		産の取得費が2,000万円以上であること。 2 増設の場合は増加した従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。	した日における新規地元雇用者数	得た額		
ビジネス支援サー ビス業等	1 従業者がビジネス支援サー ビス業及びバックオフィスにあつては5人以上、コンタクトセンターにあつては20人以上であること。 2 増設の場合は増加した従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあつては5人以上、コンタクトセンターにあつては10人以上であること。	初回は、立地新規地元雇用者及び配置転換者等の数に伴う操業開始日から始の日から1年を経過した50万円を乗じて得た額 規地元雇用者(非正社員は数及び配置転換者等数、次回以降は、過年度に交付される。)算し、1人未満切捨てとされた新規地元雇用者数及び配置転換者等数を除く人数	操業開始日から始の日から1年を経過した50万円を乗じて得た額 規地元雇用者(非正社員は数及び配置転換者等数、次回以降は、過年度に交付される。)算し、1人未満切捨てとされた新規地元雇用者数及び配置転換者等数を除く人数	7,500万円 3年間		
用地取得 得奨励 金の交 付	1 従業者が10人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。 2 増設の場合は増加した従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。	用地取得に要した経費	対象経費の4分の1相当額	立地につき1回限り	2,500万円	

		3 用地取得面積が 10,000 平方メートル以上あること。				
上水道使用奨励金の交付		1 従業者が 10 人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が 2,000 万円以上であること。 2 増設の場合は増加した従業者が 5 人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が 2,000 万円以上であること。 3 新設に伴い、本来業務の用に供するため上水道を使用すること。	上水道使用料 納付した対象 額相当額 の用に供する建物及び償却資産の取得費が 2,000 万円以上であること。	上水道使用料 納付した対象 額相当額 の用に供する建物及び償却資産の取得費が 2,000 万円以上であること。	上水道使用料の納付義務が発生した月から 3 年間	2,500 万円
設備費補助金の交付	ビジネス支援サービス等	1 従業者がビジネス支援サービス及びバックオフィスにあっては 5 人以上、コンタクトセンターにあっては 20 人以上であること。 2 増設の場合は増加した従業者がビジネス支援サービス及びバックオフィスにあっては 5 人以上、コンタクトセンターにあっては 10 人以上であること。	立地に伴う操業開始の日から 1 年を経過した日までの設備機器の取得又は賃借に要した経費	対象経費の 2 分の 1 相当額	立地につき 1 回限り	5,000 万円
研修費補助金の交付			立地に伴う操業開始の日から 1 年を経過した日までの新規地元雇用者に対する研修に要した経費	対象経費の 2 分の 1 相当額	立地につき 1 回限り	1 人につき 20 万円

建物賃料補助金の交付	1 従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては5人以上、コンタクトセンターにあっては20人以上であること。	本来業務の用に供する建物賃料（共益費等の附属費用を除く。）	対象経費の2分の1相当額（市以外からった月から3年間を受ける場合は、対象経費から当該補助金額を差し引いた額の2分の1相当額）	最初に賃料を支払う場合	なし
	2 増設の場合は増加した従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては5人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。				
	3 市の施設を賃借した場合は、交付しない。				

現 行

奨励措置の種類	対象業種	交付要件等	対象経費等	交付額	対象期間	限度額
固定資産税の課税免除	製造業等	1 従業者が10人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。 2 増設の場合は増加した従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。	農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号）第3条号）第3号に掲げる固定資産税についての投下固定資産に係	対象経費相当額	立地後最初に義務を負う年度から5年間	対象経費相当額

			る固定資産 税相当額			
立地奨励金の交付	製造業等	1 従業者が10人以上かつ <u>投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</u>	投下固定資産に係る固定資産税相当額(立地後最初に義務を負う年度から10年間) 当額	納付した対象経費相当額(立地後最初に義務を負う年度から10年間) 初に義務を負う年度から5年間は10分の1 0を乗じて得た額、その後の5年間は10分の5を乗じて得た額)	立地後最初に義務を負う年相当額 立地後最初に義務を負う年度から10年間	納付した
		2 増設の場合は増加した従業者が5人以上かつ <u>投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。</u>				
		3 固定資産税を免除される者については、固定資産税を免除する期間は、立地奨励金を交付しないこととする。				
ビジネス支援サークル	ビジネス等	1 従業者がビジネス支援サークルにあっては5人以上、コンタクトセンターにあっては20人以上であること。	立地に伴う換業開始の日から1年を経過した日までに取得した設備	納付した対象経費相当額(立地後最初に義務を負う年相当額) 初に義務を負う年度から3年間	立地後最初に義務を負う年相当額 立地後最初に義務を負う年度から3年間	納付した
		2 1に掲げる要件のほか、増設の場合は投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が1,000万円以上であること。				

雇用奨励金の交付	製造業等	1 従業者が10人以上かつ立地に伴う操業開始の日から者数に50を乗じて得た額	新規地元雇用者数	立地につき1回限り	7,500万円
		下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。	立地につき1回限り	新規地元雇用者数	7,500万円
ビジネス支援サー	ビス業等	2 増設の場合は増加した従業者数	新規地元雇用者数	立地につき1回限り	7,500万円
		者が5人以上かつ立地に伴う操業開始の日から者数に50を乗じて得た額	新規地元雇用者数	立地につき1回限り	7,500万円
用地取付	製造業等	1 従業者が10人以上かつ立地に伴う操業開始の日から者数に50を乗じて得た額	新規地元雇用者数	立地につき1回限り	2,500万円
		下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。	新規地元雇用者数	立地につき1回限り	2,500万円
得奨励金の交付		2 増設の場合は増加した従業者数	新規地元雇用者数	立地につき1回限り	2,500万円
		者が5人以上かつ立地に伴う操業開始の日から者数に50を乗じて得た額	新規地元雇用者数	立地につき1回限り	2,500万円

		産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。			
		3 用地取得面積が10,000平方メートル以上であること。			
上水道使用奨励金の交付	1 従業者が10人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。	上水道使用料相当額	納付した対象	上水道使用者の納付義務が発生した月から3年間	2,500万円
	2 増設の場合は増加した従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。				
	3 新設に伴い、本来業務の用に供するため上水道を使用すること。				
設備費補助金支援サーの交付	ビジネス業等	1 従業者がビジネス支援センターにあっては5人以上、コンタクトセンターやトセントーにあっては20人以上であること。	立地に伴う操作業開始の日から1年を経過した日までの設備機器の取得又は賃借によるもの。	対象経費の2分の1相当額	立地につき1回限り 5,000万円
	2 1に掲げる要件のほか、増設の場合は投下固定資産のう			要した経費	

研修費 補助金 の交付	<p>ち、本来業務の用に供する建 立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの新規地元雇用者に対する研修に要した経費</p>		対象経費の2分の1相当額	立地につき1回限り20万円
	<p>1,000万円以上であること。</p>			
建物賃 料補助 金の交 付	1 従業者がビジネス支援サー ビス業及びバックオフィスに あつては5人以上、コンタクトセン ターにあつては20人以上であるこ と。	本来業務の用に供する建 物（共益費等の附属費用を除く。）	対象経費の2分の1相当額	最初に賃料を支払った月から3年間 は、対象経費から当該補助金額を差し引いた額の2分の1相当額)
	2 1に掲げる要件のほか、増 設の場合は投下固定資産のうち、 本来業務の用に供する建 物及び償却資産の取得費が 1,000万円以上であること。			
	3 市の施設を賃借した場合 は、交付しない。			